

営業許可・届出の業種区分の主な変更点は、次のとおりです。

	従来の食品衛生法・県細則の業種区分	改正食品衛生法の業種区分	
食品衛生法に基づく許可	<p>喫茶店営業、あん類製造業 みそ製造業、しょうゆ製造業 魚肉ねり製品製造業 乳酸菌飲料製造業 マーガリン又はショートニング製造業 ソース類製造業（一部） 缶詰又は瓶詰食品製造業（一部） 食品の冷凍又は冷蔵業（保管業除く）</p> <p>飲食店・喫茶店営業などの簡易営業</p> <p>乳類販売業、氷雪販売業 食肉販売業（包装食肉販売のみ） 魚介類販売業（包装魚介類販売のみ） 食品の冷凍又は冷蔵業（保管業のみ） 缶詰又は瓶詰食品製造業（一部） ソース類製造業（一部）</p> <p>《上記以外の許可業種》 飲食店営業 菓子製造業 アイスクリーム類製造業 食肉販売業（包装食肉販売除く） 魚介類販売業（包装魚介類販売除く） めん類製造業 等</p>	<p>許 可</p> <p>業種区分が変わりますので、次回申請時には新たな業種で営業許可の申請が必要です。現在の許可期限までは、そのまま営業可能です。</p> <p>容易に撤去ができる施設を設置し、臨時の営業を行う場合は「臨時営業」となります。</p> <p>恒常的な営業を行う場合は「固定店舗の営業」となります。</p>	届 出
県細則に基づく営業報告	<p>漬物製造業 (食料品製造業のうち) 液卵の製造 食品を小分けする営業 密封包装食品を製造する営業 魚の開きや明太子などの水産加工品の製造 等</p> <p>《上記以外の営業報告業種》 生菓子販売業 アイスクリーム類販売業 (食料品製造業のうち) カット野菜・カットフルーツ 珈琲豆の焙煎 等</p>	<p>※① 新たに許可業種に変更されますので、営業許可の申請が必要です。</p>	<p>※② 新たに営業の届出が必要です。</p>
給食施設報告	<p>直営の給食施設で1日の提供数が20食以上の施設</p> <p>医療機関にて調理を外部委託している施設</p>	<p>※③ 委託会社にて新たに営業許可の申請が必要です。</p>	

いつまでに
手続が必要？

- ※① 新業種の対象となる営業者の中、現に営業を営んでいる方は**令和6年5月31日まで**に許可を取得してください。（3年の経過措置）
令和3年6月1日以降に開業される方は、開業までに許可を取得してください。
- ※② 営業届出の対象となる営業者の中、現に営業を営んでいる方は**令和3年11月30日まで**に営業届出をしてください。（6ヶ月の経過措置）
令和3年6月1日以降に開業される方は、開業時に届出をしてください。
- ※③ これまで集団給食施設として扱われていた病院給食受託者は**令和3年5月31日まで**に許可を取得してください。